

国民年金からのお知らせ

20歳になったら国民年金

国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような方が一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、厚生年金や共済組合などの加入者以外は、必ず国民年金に加入しましょう。

国民年金の加入手続き
市民課市民係または各総合支所市民生活課で手続きしてください。(20歳到達の場合は、事前に兵庫社会保険事務局から申請書が送付されます)

毎月の保険料
月額14,100円

保険料の納め方
社会保険庁が発行した「納付書」で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所などで納

めます。また、「口座振替」や「電子納付」で納める方法もあります。

「口座振替」とは、口座から自動的に保険料を引き落として納める方法です。

「電子納付」とは、インターネット・携帯電話などを利用して保険料を納める方法です。詳細は、社会保険庁ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp/>

保険料の納付が困難なときは、保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」が利用できる場合があります。また、30歳未満の方を対象とした「若年者納付猶予制度」や学生を対象とした「学生納付特例制度」など保険料の納付猶予制度も利用することができ



国民年金の種別変更に伴う異動手続きをお忘れなく

国民年金の種類は、自営業者や学生などの「第1号被保険者」、厚生年金や共済組合の加入者である「第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方)である「第3号被保険者」の3種類に区分されています。

本人や配偶者の就職・転職、結婚などの人生の節目には、国民年金の加入の種別が変わることがあります。手続きが必要な場合があります。手続きが遅れると、病気やケガで障害が残ったときや亡くなった場

手続きが必要な場合(例)

異動事由	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入 第1号	市民課市民係または各総合支所市民生活課
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入 第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者になった配偶者に扶養されるとき	第1号 第3号	
60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号 第1号	市民課市民係または各総合支所市民生活課
会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が退職し、第2号被保険者に扶養されなくなったとき	第3号 第1号	市民課市民係または各総合支所市民生活課
パートなどの収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

豊岡社会保険事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

8月11日(土)は
午前9時30分～午後4時
8月6日(月)・13日(月)・
20日(月)・27日(月)は
午前8時30分～午後7時
電話での問合せ
☎0120・657830
(フリーダイヤル・24時間)

《問合せ》

豊岡社会保険事務所
☎22・3196
市民課市民係または各総合支所市民生活課

防火対象物の新築・増築

・用途変更などをする皆さんへ

「使用開始の届出」が必要な防火対象物の基準が変わりました

今年6月に豊岡市火災予防条例の一部が改正され、「使用開始の届出」が必要な防火対象物の基準が改められました。

使用開始の届出が必要な防火対象物

延べ面積が150平方メートル以上の防火対象物

「使用開始の届出」が必要な防火対象物

区分	用途
不特定多数の人が出入りする防火対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館、集会場（公民館等）など ・遊技場、風俗営業店、飲食店、物品販売店舗、展示場など ・旅館、ホテル、病院、診療所、福祉施設、保育園、幼稚園など ・公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場に類するもの ・地下街、準地下街 ・複数の用途がある建物で、その中に上記用途がある建物
関係者等特定の人が出入りする防火対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅、学校、専門学校、図書館、博物館、美術館など ・公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場を除く）、神社、寺院など ・工場、作業場、映画・テレビスタジオ、車庫、駐車場など ・倉庫、事務所 ・文化財である建造物 ・延長50m以上のアーケード

延べ面積が150平方メートル未満の防火対象物で次のいずれかに該当する防火対象物

一定の収容者（関係者、居住者を含む）のある防火対象物

・不特定多数の人が出入りする防火対象物は30人以上
・関係者等特定の人が出入りする防火対象物

する防火対象物は50人以上消火器など消防法で設置が義務付けられている消防用設備等が設置されている防火対象物
避難や消火活動が困難な防火対象物

・地階や無窓階（床面積に対して窓や出入口の開口面積が30分の1未満の階）、3階以上の階を有する防火対象物
消火活動に支障を生じるお

そのある危険物（灯油、ガソリン、軽油など）や物質を貯蔵し、または取り扱う防火対象物
火災予防条例に定める危険物や指定可燃物（木・紙く

ず、糸類、合成樹脂類など）を貯蔵し、または取り扱う防火対象物
・消防法に定める液化石油ガスなどを貯蔵し、または取り扱う防火対象物



《問合せ》消防本部予防課
予防係または指導係
☎24・8036

出石・永楽館通信

「永楽館の歴史」

建物を全面改修し、来年秋には当時の姿に復原する「永楽館」についての情報を発信します。

《問合せ》教育委員会出石分室

永楽館はその前身となる建物がありません。明治7年（1874年）に出石城下で紺屋（染物業）を業としていた小幡家第10代目当主の久次郎氏が非常に芝居好きで、農村歌舞伎舞台を造営したのが始まりです。しばらくは、ここで農村歌舞伎を行ったり、播磨から一座を雇い入れて興行を行ったりしました。

現在の永楽館を新築したのは第11代目当主の久次郎氏で、明治33年（1900年）起工式を行い、翌年に常設劇場の新設許可を得て、6月26日に劇場開演式を行いました。今から100年以上も前に建てられた永楽館は、近畿では最古の芝居小屋です。柱や鎧戸など一部の資材は取り壊した建物の古材を再利用しています。当時からリユース（再使用）され、ごみを出さずに環境にやさしい工

事が行われていたようです。工場見学会を開催しました

6月24日、永楽館で第4回工事見学会（約80人参加）を行いました。

参加者は、左官職人から昔ながらの塗り壁の工法などについて話を聞き、自ら荒壁土をこねて竹を編んだ小舞壁に塗りこみ、永楽館の復原を汗を流して体験しました。



復原工事を自ら体験する参加者

次回は9月25日号に掲載します。